第四十四条第一項中「金融商品取引所持株会社」を「金融商品取引所持株会社等」に改め、同項第二号中「第百六条の二十七」の下に「（法第百九条において準用する場合を含む。）」を加え、同条第十三項中「（法第八十七条の三第二項に規定する子会社をいう。）」を削り、同条第十四項中「金融商品取引所持株会社の本店」を「金融商品取引所持株会社等の本店若しくは主たる事務所」に改め、「営業所」の下に「若しくは事務所」を加え、「当該金融商品取引所持株会社」を「当該金融商品取引所持株会社等」に改め、「（法第百五条の十六第四項に規定する子会社をいう。）」を削る。

第四十四条の四第一項中「第百六条の六」を「第百六条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」に、「第百六条の二十」を「第百六条の二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第三項中「第百六条の六」を「第百六条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」に、「同項」を「第一項」に改め、「又は主たる事務所」を削り、同条第四項中「第百六条の二十」を「第百六条の二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」に、「同項」を「第一項」に改める。

第四十五条第六号中「第四号まで」の下に「、第六号の二から第六号の四まで」を加える。

第二条　平成二十五年三月三十一日までの間における新株予約権が付されている社債券又は金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十八号。以下「改正法」という。）第一条の規定による改正後の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「新金融商品取引法」という。）第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち当該社債券の性質を有するものについての前条の規定による改正後の金融商品取引法施行令（以下この条において「新金融商品取引法施行令」という。）第二条の十二の三第五号の規定の適用については、同号ハ中「指定外国金融商品取引所」とあるのは、「金融商品取引所又は指定外国金融商品取引所」とする。

2　商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十四号）の施行の日までの間における新金融商品取引法施行令第十九条の三の三の規定の適用については、同条第四号中「商品先物取引法第二条第十二項に規定する外国商品市場」とあるのは「外国商品市場（商品取引所法第二条第九項に規定する商品市場に類似する市場で外国に所在するものをいう。）」と、同号イ及びロ並びに同条第五号中「商品先物取引法」とあるのは「商品取引所法」とする。

3　平成二十五年九月二十九日までの間における新金融商品取引法施行令第十九条の七及び第十九条の九の規定の適用については、新金融商品取引法施行令第十九条の七中「次に掲げるもの」とあるのは「次に掲げるもの及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）第四十三条の二第一項の規定による指定」と、新金融商品取引法施行令第十九条の九中「次に掲げる指定のいずれかを受けた者」とあるのは「次に掲げる指定のいずれか又は証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律第四十三条の二第一項の規定による指定を受けた者」とする。

第三条　中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「（法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法」の下に「第三十四条の三第十二項（法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）」を加える。

第十一条第一項中「第三十四条の三第三項」を「第三十四条の二第十二項」に、「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の三第三項（法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第二項中「第三十四条の三第三項」を「第三十四条の二第十二項」に改める。

第二十八条の次に次の五条を加える。

（紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定）

第二十八条の二　法第六十九条の二第一項第二号及び第四号ニ、法第六十九条の四第一項及び第二項において準用する保険業法第三百八条の六及び第三百八条の二十三第三項並びに法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十六及び第五十二条の八十三第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定

二　第二十八条の四各号に掲げる指定（異議を述べた特定火災共済協同組合等の数の特定火災共済協同組合等のそれぞれの総数に占める割合）

第二十八条の三　法第六十九条の二第一項第八号に規定する政令で定める割合は、三分の一とする。（名称の使用制限の適用除外）

第二十八条の四　法第六十九条の四第一項及び第二項において準用する保険業法第三百八条の十七並びに法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一　無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第一項の規定による指定

二　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十二条の二第一項の規定による指定

三　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二条の六第一項の規定による指定

四　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百二十一条の六第一項の規定による指定

五　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の四第一項の規定による指定

六　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六条の八第一項の規定による指定

七　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の五第一項の規定による指定

八　銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定

九　貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十九第一項の規定による指定

十　保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定

十一　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の六第一項の規定による指定

十二　信託業法第八十五条の二第一項の規定による指定

十三　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第九十九条第一項の規定による指定（指定特定火災共済事業等紛争解決機関又は指定特定共済事業等紛争解決機関について準用する保険業法の規定の読替え）

第二十八条の五　法第六十九条の四第一項又は第二項の規定により指定特定火災共済事業等紛争解決機関（同条第一項に規定する指定特定火災共済事業等紛争解決機関をいう。）又は指定特定共済事業等紛争解決機関（同条第二項に規定する指定特定共済事業等紛争解決機関をいう。）について保険業法第三百八条の八第一項の規定を準用する場合においては、同項中「商号、名称又は氏名」とあるのは、「名称」と読み替えるものとする。（指定信用事業等紛争解決機関について準用する銀行法の規定の読替え）

第二十八条の六　法第六十九条の五の規定により指定信用事業等紛争解決機関（同条に規定する指定信用事業等紛争解決機関をいう。）について銀行法第五十二条の六十八第一項の規定を準用する場合においては、同項中「商号」とあるのは、「名称」と読み替えるものとする。

第三十三条第一項第一号中「（昭和五十八年法律第三十二号）」を削る。